

支那事變財源の特異性

井 藤 半 彌

この度の支那事變費二十五億圓餘の調達方法を過去の事變費のそれに比べると、こゝに一つの重大な特性がある。それは戦費の九十六パーセントを公債、しかもそのすべてを内債に求めるといふことである。戦費の殆んど全部を内債によるといふことは、我國の過去の戦争の場合に見得られなかつたことであつて、支那事變財政々策を検討するものは、まづ第一にこの事實を看過してはならない。

事變費二十五億圓といつてもこの全額が一舉にまゝめて議會の協賛を経たものではない。蘆溝橋事件が勃發したとき、これがどの程度まで擴大するか誰も豫想がつかかなかつた。ところが事變は發展して北支全般に及び北支事變といふ名稱が與へられることゝなつたが、更に戦局が上海南支に及ぶやうになつたため、名稱も北支事變から支那事變に改められた。かゝる名稱の變化と同様に、事變費の調

達についても、戦局の擴大につれて小さきみに追加に追加を重ねて、つひに直接戦費合計二十五億圓餘となつたのである。七月上旬事變勃發後、政府當局ではこれに對する財政手段を講ずるために、七月十七日の閣議で第二豫備金一千二十萬圓の支出を行ふ方針を決定し二十一日にこの支出を公示し、北支派兵その他の費用に充當することゝしたが、ついで七月末及び八月初に開かれた第七十一特別議會に五億一千六百四十萬圓の戦費を北支事件費として、しかも二つの追加豫算の形で協賛を求めた。ところがこの議會の閉會頃から更に戦局が擴大したので特別議會終了後一ヶ月も経過しない九月上旬に第七十二臨時議會を召集して臨時軍事費として二十億二千二百六十七萬圓の戦費の協賛を求めると共に、日清・日露・歐洲戦争當時の例にならひ「臨時軍事費特別會計」を設けることゝなり、この二十億圓餘の外に從來一般會計の追加豫算として協賛を求めた事變費をもこの特別會計で經理することとなつた。以上の軍事費は合計二十五億四千九百萬圓餘となる。

この金額は支那事變の直接戦費のみである。支那事變費は單にこれのみではない。第七十一及び第七十二兩議會に追加豫算として計上された一般行政費の費目の内に、外務省所管の北支事件費、内務省所管の軍事扶助費の増額、軍事後援事業費、國民精神總動員に關する經費の如き事變に關聯する支出があり、又事變のために地方團體や民間のものがすでに支出した又は今後支出すべき額があることも注意しなければならない。これ等の間接戦費は總額いくらになるか不明であるが、これも相當の額

にのぼる。こゝではかゝる間接戦費は除外して、もつばら二十五億圓の直接戦費のみについて考へる。二十五億圓といふこの額もだいたい十三年の初の頃までの戦費であるといはれてゐる。戦局の情勢如何によつては、或はそれまでに全部を支出し盡すかもしれない。或はこれで餘るかも知れない。併し只今の状態で事變が進展するものとせば、二十五億圓は事變發生後六七ヶ月間の直接戦費と看做して誤がないやうである。こゝではこの直接戦費の財源について吟味して見たい。

二

よく人々の話題にのぼることであるが、二十五億圓といふ戦費は果して我國で圓滑に調達し得るのであらうか。十二年三月第七十通常議會を通過した二十八億圓の一般會計豫算が議會その他で論議された時、これが我國々民經濟にとつて過大に失するといふ説が有力であつた。この論法からいふと更に二十五億圓、即ち一般會計歳出額に近い臨時費を半年間に調達するには、かなりの困難が伴ふのは自明の理である。これについて一部の人々の間に悲觀論もあるやうである。併し戦時財政を平時財政の眼から取扱ふことはできない。平時では相當困難な問題でも戦争その他の非常時にはあまり摩擦をおこさずに遂行されることが多い。財政についても同様であつて、巨額の軍事費も財政々策如何によつてはその調達は不可能とはいへない。そこで二十五億圓といふ臨時費が我國々民經濟で負擔し得る

かどうかの問題であるが、こゝでは細かな議論をしないで、だいたいの見當だけでもつけてみたいと思ふ。これについて種々の方法があるが、過去の戦争に於ける戦費と國民所得との割合、又これと一般會計歳出との割合を參考として吟味して見たい。

まづ歐洲戦争の場合を考へる。歐洲戦争に於ける主要交戦國の一ケ年平均戦費と國民所得とを比較すると次の通りとなる。

國 別	國 民 所 得 年 額	一 ケ 年 平 均 戦 費	割 合
イギリス	二、〇〇〇百萬磅	一、七五六・一七六百萬磅	八七・八パーセント
フランス	三七、〇〇〇百萬法	三三、五四八・七六百萬法	九〇・七パーセント
アメリカ	四〇、〇〇〇百萬弗	一三、〇八一・一六二百萬弗	三二・七パーセント
イタリア	一一、〇〇〇百萬利	一〇、四六三・百萬利	九五・一パーセント
ドイツ	四〇、〇〇〇百萬礪	三四、一四四・七八七百萬礪	八五・三パーセント

一ケ年平均戦費の國民所得年額に對する割合はアメリカの 三二・七パーセントを最低として他は何れも九割内外といふ巨大な割合を示してゐる。併し兩者の比率が九割内外といふことは、各國の戦費がすべてその年度の國民所得で支辨されたといふ意味ではなく、過去に蓄積された資本乃至は財産を消費した部分もあるからして、兩者の差額即ち國民所得の一割内外で一般國民が生活したといふ意味にはならない。とにかくこの統計によると一年平均戦費は一年間の國民所得の九割内外に當つてゐる

のである。この度の支那事變の場合はどうか。

三菱經濟研究所編「本邦財界情勢」昭和十二年三月號所載我國の國民所得高は次の通りである。

昭和	九年度	一二、〇二九百萬圓
同	十年度	一二、四八二百萬圓
同	十一年度	一三、一〇九百萬圓

これによると、こゝ數年間の國民所得は毎年四、五億圓づつ増加の傾向を示してゐる。この割合で進むものとせば十
二年度は百三十五、六億圓となる筈であるが、十二年は應

召者の經濟活動の休止、平和産業の抑制その他の事情によつて國民所得高は減少するであらう。併し他方軍需産業が擴張されたり、又勞働時間の延長その他の方法で勞働力の伸長が行はれてゐるからして、これにより減少を補ふものと看做して、こゝでは便宜上十一年度と同様に百三十億圓となるものと假定する。前記の歐洲戰爭の場合と同じ方法で戰費二十五億圓の百三十億圓に對する割合を求める
と十九パーセント餘となる。強國と強國とが全力を傾倒して戰つた歐洲大戰交戰諸國と支那事變の我國とを比較することは穩當を缺くが、併し戰費の國民所得に對する割合は、歐洲諸國の九十パーセント内外に對して、支那事變下の我國の場合はわづかに十九パーセントに過ぎない。尤もこれは十二年度分についてである。十三年度はこの倍となる計算になる。甚だ簡單な計算であるが、この兩者の比較によつて判斷しても、目下のところ支那事變戰費は我國々民經濟からいつて負擔困難なものとは考へられないのである。

三

次に主要交戦國の平時歳出豫算（一九一四年度）と一ケ年平均戦費との割合を掲げると次の通りである。

國 別	平 時 歳 出	一ケ年平均戦費の平 時歳出に對する割合
イギリス	二〇六・九二四萬磅	八・五倍
フランス	五、一九一・六四三萬法	六・五倍
アメリカ	一、〇〇〇・百萬弗	一三・倍
イタリア	二、五二三・五六六百萬利	四・二倍
ドイツ	三、四九五・七一三百萬碼	九・八倍

平時歳出に對する一年平均戦費の割合は四・一倍乃至十三倍となつてゐる。これに對して我國の昭和十二年度の一般会計歳出二十八億圓に對する軍事費二十五億圓の割合はわづかに九割内外にすぎない。平時歳

出といつても中央政府一般会計の歳出であり、他に多くの特別會計があり、特別會計の種類及び構造、特別會計と一般会計との間の收支關係等は、國によつて異ふし、又同一國でも會計年度によつて異ふからして、上記の比較は極めて不正確であり、たいして重要でもない。ことにアメリカ合衆國の如きは本來中央政府の一般会計歳出が少い國である關係上、十三倍といふ割合を示すことゝなつたのである。従つてこの比較は單に參考として掲げたに止まり、これに大なる意義を認めてはならない。

これについて我國の日清・日露兩戰役の場合と支那事變のそれとを比較して見よう。歐洲戰爭の分

支那事變財源の特異性

は除外する。我國も交戦國の一であつたとはいふものゝ、他の戦争の場合と事情が異ふからして、參考とはならなう。

	平時一般會計歳出	戦費合計	一年平均戦費	一年平均戦費の平時歳出に對する割合
日清戦争	八四・六百萬圓 (明治二十六年度)	二二五・二百萬圓 (約一ヶ年分)	一五〇・一百萬圓	一・七七倍
日露戦争	二四九・六百萬圓 (明治三十六年度)	一、七二一・二百萬圓 (約三ヶ年分)	五七三・七百萬圓	二・一五倍

これも當時の平時一般會計歳出と直接戦費の比較であるが、一般會計の内容、特別會計の種類、兩者の關係その他が何れも異なるからして、この比較もあまり重要視するのはよくないが、併し日清戦争の一・七七倍、日露戦争の二・一五倍と今度の支那事變の九割(十三年度は一・八倍内外)とを比較し、今度の戦費の我國財政に於ける地位が明かとなることと思ふ。

四

要するに以上の説明により、今回の軍事費二十五億圓が我國經濟からいつて負擔不可能のものでないことが明かとなつたことと思ふ。財政問題として重要なことはこの財源を何に求めるかといふことである。同じく二十五億圓を國民經濟から調達するについても、その方策如何によつて國民經濟社會

に及ぼす影響は同一ではないからである。これに關する當局の財政々策は次の通りである（單位百萬圓）。

- (1) 七月二十一日第二豫備金支出額（十二年度一般會計大藏省歳出本豫算に計上の分より支出）……一〇・二
 (2) 第七十一特別議會通過の追加豫算の分……五一・四

財源

公債

北支事件特別税（十二年度分）

其の他のもの

(4) 第七十二臨時議會通過の「臨時軍事費特別會計」の分

財源はすべて公債

四〇・六・一
 六九・四（外に十三年度分）
 三四・九あり
 四〇・九
 二、〇二二・六七

要するに七千萬圓余が北支事件特別税により支辨され、二十四億二千九百萬圓余即ち全戰費の九十六パーセントは公債によるのである。これが支那事變財政々策の特性である。ところが三月の第七十議會を通過した昭和十二年度豫算に於ける公債發行豫定高は、一般會計の分八億二千二百四十五萬圓、特別會計の分一億四千三百萬圓、合計九億六千五百四十五萬圓であつて、これに事變公債二十四億二千九百萬圓余を加算すると十二年度公債發行豫定高は合計三十三億九千四百萬圓余となる。問題はこの三十三億九千萬圓余といふ巨額の公債をどうして消化せしめるかといふことである。ここに現下の我國財政經濟問題の核心がひそんでゐる。

一橋論叢 第一卷 第一號

支那事變財政々策の特性を明かにするために、過去に於ける我國の事變費の財源を掲げておく。何れも直接戦費即ち臨時軍事費又は臨時事件費特別會計で經理された戦費の決算であり、この他に一般會計その他の支出にかゝる間接戦費があるが、これ等は除外した（千圓未満切捨）。

(一) 日清戦争軍資金合計

二二五、二三〇

財源

公債募集金	一一六、八〇四	雑收入	一、五一九
國庫剩餘金繰入	二三、四三九	占領地收入	六二四
軍資獻納金	一六〇	臺灣及澎湖列島諸收入	九三五
陸軍恤兵獻納金	二、二一〇	特別資金繰入 （債金特別會計より繰入）	七八、九五七
海軍恤兵獻納金	五七八		

(二) 日露戦争軍資金合計

一、七二一、二一二

財源

公債及國庫債券募集金並に	一、四一八、七三一	雑收入	一六、一〇七
一時借入金	（内、外債八〇〇、五六六）	官有物拂下代	一八、八七五
一般會計より繰入 （増税及煙草・鹽專賣收入にして臨時事件費特別會計に繰入れた分）	一八二、四三〇	特別收入	三、五一六
特別會計資金繰替	六九、三一	運輸收入	九、九〇八
軍資獻納金	二、三三一		

(三) 歐洲戦争軍資金合計

九〇〇、五四六

財源

一般會計より繰入	三〇五、六〇五	借入金及公債募集金	五五五、七九八
雑収入	(内、戦時利得税二八四、四二二) 一一、〇七六	薩哈連州軍政收入	一、〇八五
官有物拂下代	二四、二三四	官有物貸下料	一〇八
事業収入	二、六三五	震災に因り項不明	二

右の内、歐洲戦争の分には日獨戦争の外にシベリア事變の分を含み、大正三年度より十一年度に至る九年間の臨時軍事費合計が九億圓であり、他の二戦役及び支那事變と比較すべきものではないからしてこれは除外し、他の二戦争の事變費財源を比較してみると、日清戦争の場合は臨時軍事費特別會計歳入二億二千五百萬圓の内、公債が一億一千六百萬圓、次が清國より受けた賠償金三億六千四百萬圓中よりの繰入高七千八百萬圓であり、國庫剰余金繰入二千三百萬圓がこれに次ぐ。故に二億二千五百萬圓の内の五十二パーセントが公債（内債のみ、外債なし）となる。日露戦争の場合は臨時事件費特別會計歳入十七億二千百萬圓の内、公債が十四億一千八百萬圓であつて全體の八十二パーセント、増税及び專賣收入繰入高が一〇・六パーセントとなる。但し公債の内には外債八億圓が含まれ、これが軍資金總額の四十七パーセントを占めることに注意しなければならない。

要するに日清戦争の臨時軍事費財源の特性は公債が五十二パーセントであつて、三事變を通じて公債の割合が最も少く、しかも賠償金三億六千萬圓を受取つたといふことである。日露戦争の軍事費財

源の特性は外債が八億圓であり、これが軍資金の四十七パーセントを占めてゐる點である。これに對してこの度の支那事變費財源の特徴はどこにあるか。二十五億圓中の一億圓（十三年度に徴收の分を含む）が北支事件特別税により、二十四億圓即ち二十五億圓に對する九十六パーセントが公債政策によることである。しかもこの公債はすべて内債によるのである。現在公債消化問題が特に重要視される所以である。

五

事變前すでに公債の消化が問題となつてゐた。併し日銀のオープン・マーケット・オペレーションが奏功して、最近まで巨額の公債が割合に圓滑に消化されてきた。併し乍らこれにも限度があり、十一年春以來三分半利公債の市價は發行價格を割つて居つたのである。従つて事變前すでに十二年度分の公債九億六千五百萬圓の消化問題が從來とは異つた意義をもち始めたのである。ところが更に二十四億圓の公債の追加發行が必要となつたのであるからして、普通の方法では到底所期の目的を達成することはできない。そのために政府當局では、公債消化政策として次のやうな方策をとることゝなつた。

（一）一億圓を金融業者のシンヂケートが引受ける。すでに八月に引受が決定し、發行日より一ケ年

間この公債を市場に賣出さない旨申合せをした。

(二)二億圓余を郵便局窓口より大衆に公賣する。政府が直接發行を行ふのではなく、日銀が引受けたものを郵便局で賣出す。額面は二十五圓、五十圓、百圓、五百圓の四種がある。二十五圓券の如き小額公債を作つたのは公債を大衆化するためである。十一月十六日から卅日までに第一回の賣出が開始された。

(三)二億圓以下の程度で、額面二十圓以下の割増金附貯蓄債券を日本勸業銀行が賣出し、この資金で大藏省預金部が公債を引受ける。

(四)金資金特別會計の資金七億四千七百萬圓中の二億圓をさいて公債を引受ける。この分は日銀よりすでに買入れた。

(五)一般行政費を節約する。十月十九日の定例閣議で十二年度の一般會計及び特別會計を通じて歳出豫算額より一億八千三百三十萬七千圓を節約又は繰延する方針を決定した。従つてこの分だけ赤字公債の發行額が豫算額よりも減少することとなる。従つて公債發行豫定高は合計三十二億圓余となるわけである。

5b

(六)地方債の發行抑制。九月十一日政府當局では各地方長官に通牒を發し、不急事業の中止又は繰延を行はしめ又地方債の發行を抑止することゝなつた。これによつて何億圓の資金の餘裕をつくるこ

とができるのか不明である。過去數年間の地方債發行高をみると、昭和九年度七億四千四百萬圓、十年度三億九千六百萬圓、十一年度三億三千八百萬圓である。十二年度の發行豫定高は不明であるが四億圓内外と推定される。この内何割の發行が抑制されるのか、目下のところ明瞭ではないが、せいぜい半額であらう。

(七)大藏省預金部引受豫定高二億五千萬圓を三億五千萬圓又は四億圓に増額する計畫もあるやうである。併しこれは確定してゐないが、多分實行されるであらう。

以上の方法によつて十五億圓内外の資金を調達し得るとしても、事變費以外の一般財源の分を合計して殘額十九億圓余の公債を調達しなければならない。この對策として次の方策が考へられてゐる。

(一)生産力の擴充、(二)一般國民の消費の節約、貯蓄の増進、(三)九月臨時議會通過の戰時統制經濟立法による國民經濟の統制、殊に臨時資金調整法により不急不要の産業への資金の移動を抑制しこれを軍事上必要な事業に向けると共に、これにより公債消化資金を潤澤にする。

この三方策の運用によつて、殘餘の公債消化が期待されてゐるのである。十二年度分の公債中十一月末までの發行高はわづかに七億圓餘であり、殘額は數ヶ月間に發行される豫定である。現在戰場では過去の國防費で製造された軍需品の使用が行はれてゐるやうであるから、この全額が數ヶ月間に或は發行されないかも知れないが、とにかく早晚發行されるものと考へなければならぬ。

六

そこで問題はこれが果して可能かどうかである。さきに説明したやうに、我國の國民所得高と戰費との割合といふ點からいつて、今回の事變費は調達不可能ではない。國民所得の十九パーセントの戰費の負擔は我國の國民經濟の現状からいつて耐へ得ないとはいへない。併し全體として可能だといふことは各部分の側から考へてすべて可能ともいへない。全體として考へて戰費を充分に支辨し得る見込があるとしても、この負擔を誰にどういふ風に配分するか、社會、國家といふ立場からいつてどの方法を採用することが最も社會的犠牲が少いか。こゝに戰費財源論が登場するのである。

一般に財政學界では戰費財源について種々の議論がある。こゝで一々かういふ議論を紹介したり批判したりしようとは思はない。とにかく問題となる財源は租税か公債かである。公債によるとしても、内債によるか外債によるかである。最も簡便な方法は外債政策であらう。例へば今度の事變費二十五億圓の内十億圓を外債にすると、遠い將來のことは別として手近かな戰時だけのことを眼中におくと、十億圓を外國より借入れ、これを貿易差額の決済、軍需品の購入等に充當するのであるから、十億圓の費用は直接には內國民の負擔とはならないのである。尤も利子として毎年四五千萬圓を支拂はなければならないが、併し四五千萬圓の負擔を増すだけで十億圓分の外國の物資を利用し得るので

ある（日露戦争の時には外債政策をとり戦費の四十七パーセントを外債によつてまかなつた）。併し外債政策が便利だといふことは戦時といふ一時のこのみを考へただけであつて、この政策をとる時、國民經濟全體としては、その後毎年海外利子支拂が増加したり、又國策遂行上外國々家より種々の掣肘を受ける危険があることは覺悟しなければならない。外債の累積により一國自主權を喪失した國が多いのである。我國では滿洲事變以來外債を募集しない。この度もこれによらない方針をとり戦費の全部を我國々民經濟で調達しようといふのである（一部の人々の間にクレヂットの設定が問題となつてゐる。これが成立すれば準外債政策となるが、しばらく不問に附する）。故に問題は内債が増税かといふことに限定されてゐる。この問題も結局は事變の發展、國際情勢その他財政經濟以外の多くの事情と綜合して研究すべきものであつて、單に財政經濟のみの立場から取扱つてはならないのであるが、ここでは財政經濟を中心として考へる。

七

公債か租税かといふことについて考ふべき中樞問題は、これと國民負擔配分の問題である。租税といひ公債（内債）といつても結局國民經濟から國家が物資を徵收して使用するのである。この點には兩者の間には差異はない。何れにしても國民經濟全體の負擔となるものである。併し乍ら租税の場合

には國家が統一意思に基いて強制的にこれを人民に割當てるのに反して、公債の場合には、強制公債でない限り、國民の内の應募希望者のみがこれを支辨するのである。公債がすべて民間で消化されたら——利子負擔等は別として——少くともこの點のみを考へると租税と公債との間に相違はないわけである。ところが公債殊に任意公債の場合には消化困難といふことがあり、公債消化が困難となるとインフレーションを助成する危険が発生するのである。何故にインフレーションとなるのか。このことは誰しも口にすることであるが案外理解されて居ないから一寸説明しておく。

現在の我國のやうに政府が自ら公債を公募しないで、その大部分を中央銀行が引受ける方法をとつてゐる國では、中央銀行が例へば十億圓の政府公債を引受け、それに相當する額の銀行券を政府に提供する。政府では經費としてこの十億圓を使用し國民經濟に注入する。中央銀行は政府より買ひとつた公債を民間の金融業者その他に賣却するのであるが、我國の過去數年間のやうに民間に適當な投資物が少く遊資の多い場合には、比較的利率の高い政府公債は民間の金融業からいつて有利な投資物であるため、民間ではこの遊資で公債を買入れる。従つて中央銀行がさきに政府に提供した十億圓とほぼ同額の銀行券は、公債代金として民間より中央銀行に歸るため通貨量には増減がないことになる。ところが民間の遊資が公債以外の方面に投ぜられ公債を消化すべき資金が減少するとか、その他の事情で公債の買手が減少し消化が困難となると、それだけ中央銀行に公債の賣殘が生ずる。中央銀行よ

り公債引換に政府に交付した十億圓は、政府から國民經濟に注入されたにも拘らず、中央銀行の手許に賣殘る公債額に相當する分の通貨は、中央銀行に復歸しないで國民經濟に流通することとなり、結果からいふと政府が直接に紙幣を増發したことと同様となるのである。

ところが増税の場合はどうかといふと、政府は十億圓の銀行券を租税として國民經濟より徴收し、これを経費として再び國民經濟に注入するのであるから、通貨の量には増減がないわけである。公債政策が増税政策と異なりインフレーションをきたす虞の多い所以である。併し乍ら銀行券が増發されたからといつて、只それだけの事由で直ちにインフレーションとなるのではない、インフレーションは通貨が貨物の取引量に比して不均衡に増大した状態をいふのであるから、通貨の量が増しても商品の生産取引量が増加するとか、通貨の流通速度、預金通貨の量が變化するとか、紙幣の流通地域が擴大するとか、その他の事情があればインフレーションとはならないのである。

八

支那事變費についても公債の大部分は日本銀行が引受け、これを民間に賣渡すこととなるのであるが政府當局ではこの消化をはかるために既述のやうな諸政策を採用してゐる。この政策が奏功してオープン・マーケット・オペレーションが圓滑に行はれる限りは公債不消化の虞はないが、この行程は

無限に繰返へして行ひ得るものではない。昭和十一年秋頃迄の我國のやうに、國內の生産力に餘裕がある場合には、國家が必要とする物資が年々増大しても、これに對應して生産が擴大されるからして、かゝる政策を圓滑に遂行し得たのであるが、事變進展の今日この行程を繰返すには、その前提として生産力の擴充、その他經濟生活の統制といふ方面にかなりの努力が必要となつてきたのである。公債消化の成否はこの政策にかゝる。萬一この限界を超へる場合には、イタリアで最近實行したやうな強制公債の發行、國民所有外國證券強制買入、又は同國及びドイツで實行の六分を超える會社利益金の公債への強制投資等の非常政策をとらない限りは、日銀の手許賣殘公債高は漸増して當然銀行券の不均衡的増發となり、インフレーションとなる危険があるのである。インフレーションとなれば、物價騰貴となり結局戦費は社會大衆の負擔となる。これを回避するにはどうしても増税が不可避であらう。

増税の場合でも、公債による物價騰貴の場合でも、國民負擔を増すといふ點には何等變りはないが、國民の内これを負擔する層は兩政策の何れをとるかによつて異ふのである。インフレーションの場合には貨幣價值の下落、物價騰貴といふ形態をとるため一般消費者、俸給賃銀生活者、貨幣資本所有者に課税することと同じ結果となり、惡質の消費税の賦課と同様に逆進課税の作用を伴ふことはいふ迄もない。經濟界の變動に對應する能力を有する一部の人々を除き、この能力のない多くの人々に對してこれは無差別におそつてくるのである。ところが増税の場合には、負擔を一般の人々に不統一に課

するのではなく、國家が統一意思に基いて、負擔能力のある人々、より正確にいへば社會的價値の小さな財に對して課せられるのであるから、かゝる弊は少い。尤も増税といつても必ずしも理想的形態で行はれるのではなく、どこかに缺陷を伴ふことは免れ得ない。併しインフレーションの場合の逆進課稅的作用に比して、より合理的なものであり、その社會的弊害ははるかに少いことは言をまたない。増税にはとかく反對論がつきものである。併し公債政策はその運用を誤るときは増税以上の惡作用があることを忘れてはならない。ことに國民消費生活の節約といつても、國民の自發的意思に基き節約せしめようとしても、これに大きな期待をかけることはできない。増税は國家社會といふ見地からいつて節約すべき方面より財を課徴するのであるから、消費節約を合理的に強制せしめる結果となるのである。増税は消費節約の合理化に外ならない。現在我國では増税の程度について事變公債の利子額に相當する額を増税すべしといふ説もあるが、これは多分増税の最少限度を示したものであつて、今後の増税は相當巨額のものでなければ實效は少いのである。支那事變の財源として二十五億圓餘の戰費に對して北支事件特別税による増税高一億圓といふのはあまりに少なすぎる。併しこの特別税は、八月の初第七十一議會で五億圓餘の戰費の協賛が求められた時に計畫されたものであるからして、二十五億圓に對する一億圓として取扱ふことは或は穩當を缺くかも知れない。併し戰費が五億圓より二十五億圓に擴大された今日、増税の必要がなほさら大となつてゐることは何人にも明白なことであら

う。増税を不可避とするとき、具體的にいつていかなる方面に増税すべきか、といふことが問題となるが、事變利得が先づ第一にその對象となるべきことを述べておきたい。

九

財政經濟的に觀て、この度の事變により平時の一般會計とほぼ同一の額が半年餘の間に臨時費として使用されるのであるから、國民經濟に對する負擔もそれに相當するものとなるのは當然である。

この一文は支那事變經濟の財政的方面のみを、主として資金の側から取扱ひ、二十五億圓の戰費及びその負擔配分といふことを中心課題としたのであるが、これに關聯して廿五億圓で國家が購入すべき物資をいかにして調達すべきか、といふ物の方面のことも當然あはせて考究しなければならない。これは戰時財政經濟論の他の半面をなすものである。この方面のことは貿易、爲替、經濟統制その他經濟政策に關係することであり、他の論文で取扱はれることと思ふからして、こゝでは省略する。

(十一月十六日)